

【保険金のお支払時期】

2010年3月1日以降に発生した入院または手術に対して保険金をお支払いする場合、当社は【表①】(1)～(4)の事項の確認を行い、請求完了日(※)からその日を含めて30日以内に保険金をお支払いします。

ただし、【表②】に規定されている特別な照会や調査が必要な場合には、請求完了日(※)からその日を含めて、【表②】(1)～(4)のいずれかの日数以内に保険金をお支払いします。

※請求完了日：当社がお客さまにご提出を求めたすべての保険金請求書類(注1)を受領した日をいいます。

【表①】

	確認事項
(1)	保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、身体障害発生の有無および被保険者に該当する事実
(2)	保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
(3)	保険金を算出するための確認に必要な事項として、身体障害の程度、事故と傷害との関係、治療の経過および内容
(4)	保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無

【表②】

	特別な照会や調査が必要な場合(注2)	日数
(1)	警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会	180日
(2)	医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日
(3)	災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における調査	60日
(4)	日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

■お客さまが正当な理由なく確認を妨げ、またはこれに応じない(必要な協力を行わなかった場合を含みます)ために確認が遅延した期間は日数に算入しません。

■同一の事故により同一の保険契約から複数の種類の保険金をお支払いする場合には、保険金請求権の発生時期や保険金請求書類が異なる保険金についても、特別のご要望が無い限り、すべての保険金(注3)について、当社がお客さまにご提出を求めたすべての保険金請求書類(注1)を受領した日からその日を含めて上記日数以内に保険金をお支払いします。

その際、いずれかの保険金について特別な照会や調査が必要な場合には、そのうち最長の日数以内にすべての保険金をお支払いします。

(注1) 保険金請求に必要な書類をいい、当社がお客さまに代わって取り付けた書類も含まれます。

(注2) 複数の事由に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3) 長期入院保険金を除きます。